



宮城県（自保）指令第 16号

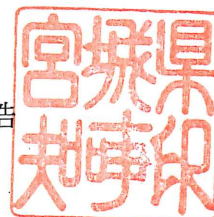
栗原市若柳字川南外小太郎16番地

株式会社東日本開発

令和元年12月17日付けで申請のありました林地開発行為については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第2項の規定により、下記のとおり許可します。

令和2年5月18日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



記

- 1 行 為 地 栗原市金成柵木沢23番6 外1字3筆
- 2 目 的 土砂採取
- 3 面 積 2.4637ha
- 4 行為の期間 令和2年5月18日から
令和4年5月17日まで

5 許可の条件

以下の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがある。

- (1) 開発行為は申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 県の職員が開発行為の施行状況に関する調査を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (3) 開発行為に着手したときは、遅滞なく知事に届け出ること。
- (4) 開発行為が完了したときは、遅滞なく知事に届け出ること。また、県の職員が施行結果に関する確認を行う場合には、これを拒否しないこと。
- (5) 開発行為を中止し、又は廃止しようとするときは、遅滞なく知事に届け出るほか、知事の指示に従い防災措置を講じるとともに、県の職員が実施結果につき確認を行う場合には、これを拒否しないこと。